

令和2年7月1日
水 道 局

積算基準を臨時改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、下記の積算基準を臨時改定し、令和2年7月1日から適用しました。

水道用機械・電気設備工事積算基準

上記の積算基準は、次の場所で閲覧できます。

○都庁第一本庁舎3階 都民情報ルーム

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（設備技術管理担当）
直通 （03）5320-6356